

○長野県暴力団排除条例施行規程

平成23年8月1日
県公安委員会規程第2号

長野県暴力団排除条例施行規程を次のように定める。

長野県暴力団排除条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号。以下「条例」という。）及び長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（説明又は資料の提出要求の手続）

第2条 条例第22条の規定による説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の場合において、長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、同項の説明・資料提出要求書により当該口頭による説明の日時及び場所を指定するものとする。

3 条例第22条の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「調査対象者」という。）は、公安委員会が口頭による説明を認めた場合を除き、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項又は第2項の規定による説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時までには相当な期間をおくものとする。

5 公安委員会は、調査対象者又は第8条に規定する調査対象者が選任する代理人が正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書の提出をしないとき、口頭による説明の日時に出席しないとき又は出席しても説明資料の提出をすることなく退場したときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第3条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を認めたときは、警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させ、これを録取させるものとする。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を認められた調査対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により同項の申出をした調査対象者に通知するものとする。

（勧告の方法）

第4条 条例第23条に規定する勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法等）

第5条 条例第24条の規定による公表は、長野県報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第24条の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実その他公安委員会が必要と認める事項とする。

(意見を述べる機会の付与)

第6条 条例第24条の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会を付与された者（以下「当事者」という。）に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、公安委員会は、口頭による意見を述べる機会を付与することが適当であると認めるときは、その旨並びに口頭による意見聴取の日時及び場所を、意見聴取通知書により通知するものとする。
- 3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。
- 4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 5 公安委員会は、第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、申述書の提出期限又は口頭による意見聴取の日時までには相当な期間をおくものとする。
- 6 公安委員会は、当事者又は第8条に規定する当事者が選任する代理人が提出期限までに申述書の提出をしないとき、口頭による意見聴取の日時に出席しないとき又は出席しても意見を述べることなく退場したときは、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第7条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与するときは、警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させ、これを録取させるものとする。

- 2 前条第2項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第8号）により口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第9号）により同項の申出をした当事者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第8条 調査対象者又は当事者（以下「調査対象者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、調査対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 調査対象者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出して証明するものとする。
- 4 調査対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出るものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日県公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日県公安委員会規程第2号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。